

「アゾキシストロビン」、「シフルメトフェン」、「フルオピコリド」、「プロピリスルフロン」及び「メトキシフェノジド」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

「プロピリスルフロン」については平成21年4月2日付けで、農薬取締法に基づく登録に係る申請及び魚介類に関する基準値設定の要請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。「アゾキシストロビン」及び「シフルメトフェン」については平成21年4月20日付けで、また、「フルオピコリド」及び「メトキシフェノジド」についてはそれぞれ平成21年3月26日付け及び同年5月11日付けで、農薬取締法に基づく適用拡大の申請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。

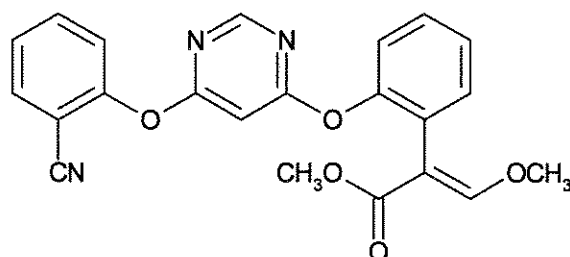
これらの剤について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

(1) アゾキシストロビン

本薬は殺菌剤である。平成21年6月現在、稲、はくさい、りんご等に登録がある。今回新たに、こまつな、しょうが、バナナ等への適用が申請されている。

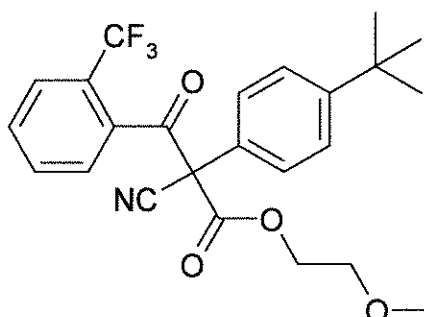
FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価では、許容一日摂取量（ADI）として0.2 mg/kg 体重/日と設定されている。



(2) シフルメトフェン

本薬は殺虫剤（殺ダニ剤）である。平成21年6月現在、なす、すいか、みかん等に登録がある。今回新たに、きゅうり、ネクタリン等への適用が申請されている。

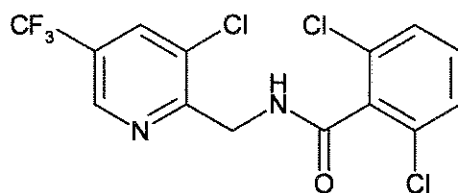
JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。



(3) フルオピコリド

本薬は、殺菌剤である。平成21年6月現在、ばれいしょに登録がある。今回新たに、はくさい、たまねぎ等への適用が申請されている。

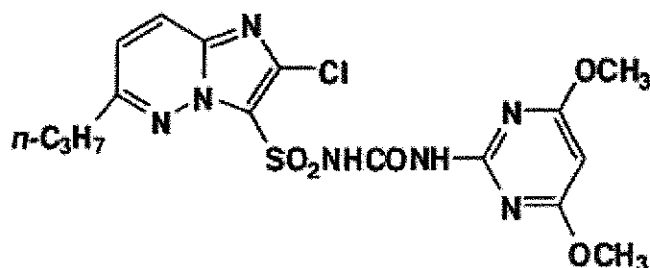
JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。



(4) プロピリスルフロン

本薬は除草剤である。今回、水稻への適用が申請されているほか、魚介類への残留基準の設定要請がなされている。

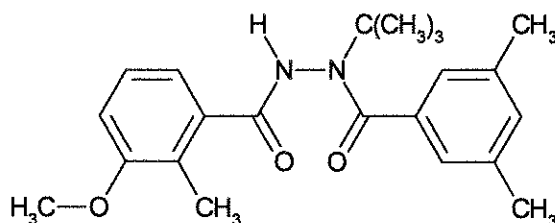
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(5) メトキシフェノジド

本薬は殺虫剤である。平成21年6月現在、稲、はくさい、りんご等に登録がある。今回新たに、ブロッコリーへの適用が申請されている。

JMPRにおける毒性評価では、ADIとして0.1 mg/kg 体重/日と設定されている。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討する。